

Title	米国憲法と大統領の権能 ( 其二 )
Sub Title	
Author	小倉, 和市
Publisher	三田学会
Publication year	1911
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.2 (1911. 2) ,p.180(62)- 192(74)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19110215-0062">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19110215-0062</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

附記本文に記せる一兩の我銀十匁に當れること  
は上文に云へるが如くなるが、前記の『支那資料  
附録第一冊日本』に銀二匁の英貨一志に當れる  
ことを掲げ且、一步は八志三片に小判は一磅十  
一志乃至一磅十四志に而して大判は十三磅十志  
乃至十三磅十五志に當れりとあり。因に慶長丁  
銀は銀四十八匁、金、〇七二匁を含みしと云ふ。  
(をばり)

## 米國憲法と大統領の權能(其二)

### 小倉 和 市

米國大統領の權力が漸次強大に趨き、遂に國民  
の多數が反對する所の計畫を斷行するが如きこと  
あるに至らざるべきや。換言すれば彼は國民を壓  
制するが如き專制君主となるの恐なきや等の問題  
は固より殆んど絶對に起り得可からざる問題にし  
て深く考慮を費すの價值なきものなり。左れと大

統領が一方に於て國民の公認を後援とし、他方に  
於て唯々諾々大統領の命令に維れ従ふが如き盲從  
的國會を利用して跳梁を極むるが如きことあらば  
這は米國の國家組織に取りて實に重大なる侵迫た  
るべきは心ある士が決して否定し去ること能はざ  
る所なるべし。想ふに今や一般國民は國家の根本  
法に付きて慎重なる研究をなし現代の風潮が其の  
上に如何なる影響を與ふ可きやを探索す可きの時  
なり。現今物質的文明の進歩は非常の程度に達し  
其極吾人は遂に下の如き事實を發見するに至れり  
即ち吾人の注意が専ら物質的の進歩に集注せられ  
つゝありし間に、吾人の眼前に於て諸種の弊害が  
多くの方面に起りつゝありき。由來米國人は道德  
の標準頗る高く、苦痛と不公平とを感知すること  
最も切實なる國民なるが今や突然上述せるが如き  
發見をなしたる結果自然の傾向として極端なる虛  
心平氣の態度を放擲し、之と正反對なる他の極端  
に走りて從來神聖不可侵なりと信せられたる權利  
に對し無限の干涉を加ふるに至れり。元來米國

人は哲學者にもあらず、將又空理空論を弄して自  
ら快しとするの徒にもあらず。左れば一の改革計  
畫が提出せられたる場合には彼等は其計畫の米國  
の國家組織に對する關係又は其企圖が國家組織に  
及ぼす効果に付きて慎重なる攻究を遂げんよりは  
寧ろ單刀直入、其提案の實際上の價值如何を測定  
せんとするものなり。斯く言へばとて吾人は米國  
人を以て本來淺慮薄識なる人民なりと云ふにもあ  
らず、將又彼等は沈着なる判斷をなす可き場合に  
も概して適確なる結論に到達すること能はずと云  
ふにも非らざるなり。如何となれば若し米國人に  
して果して斯かる價值なき國民なりしならば同國  
は既に久しき以前に於て亡滅し去りたる可ければ  
なり。左れと吾人は敢て云はんとなす。偶然彼等の  
胸裡に浮ぶ可き感念は時に不精密不確實なること  
あり得可きのみならず、屢々危険なることあり得  
可しと。吾人は之等の理由に基きて政府の稅政失  
行に對する監督制御の機關は常に最も有効なる狀  
態に於て維持せられざる可からざることを主張す

るものなり。若し然らざらんが憲法上に規定せら  
れたる此監督の機關は其の制せんとする分子其も  
の爲めに却て顛覆せらるゝに至る可ければなり  
合衆國は今や改進の時代にあるものなり。疑も  
なく米國人は目下數多の重要複雑なる問題に遭遇  
せるを以て其解決には充分なる判斷と思慮とを要  
するなり。然り而して他の一方に於て一般國民の  
間にはたとへば漠然とは云へ國家の統治上に付きて  
深大なる誤謬弊害ありとの觀念が普く行き渡りつ  
ゝあるなり。固より此誤謬弊害なるものは果して  
如何なるものなりやに付きては明瞭なる解答を與  
ふること難しと雖も斯かる害惡が存在すとの信  
仰は不満不平の念を全國に瀰漫せしむるに足るも  
のなり。不満の念は鬱積して急激なる改良革新の  
要求となり、其の結果政府は層一層國民の行動に  
對して監視を加ふ可きものなりとの批難的請願を  
絶えず受くるに至れり。一般の傾向斯の如くなる  
を以て教唆煽動を事とするの徒は愈跳梁を極め批  
難流説は容易に國民の信用する所となり、改革を

目的とする提案は大旱の雲霓を望むが如くに歡迎せらる。左れば一方に於て合衆國政府の當路者が其常規を逸するの行動あるを看過すると同時に他方に於て國民が前述せる如き感情の下に其論辯を逞みするを監制するとならんか國會は遂に不健全なる破壊的法案を通過するに至るべきや明瞭なりとす。國會が其獨立を破壊せられ、公衆の喧鬧に對抗し能はざるの狀況に沈淪せんか、公衆の喧鬧を代表する大統領の發案は軍事總督の意思の如く確實迅速に法律となる可し。若し斯かる状態にして樹立せられんか、合衆國に於ては個人の權利義務は公衆の僻見によりて左右せられ、專制獨斷を本旨とする家長主義益歡迎せられ、國民は遂に絶對に多數の獨裁に屈從せざる可からざるに至らん或は謂はん。一の施設にして果して國民の多數が希望する所のものならば之を法律となすも敢て不可なきに非ずや。多數こそ支配權を掌握す可きものなれ、之れ我政體の根本原則に非ずやと。斯の説は誠に半面の眞理を包含す。左れと半面の眞

理は通常最も不精密にして人をして往々重大なる誤謬に陥らしむることあるを知らざる可からず。固より憲法の制限内に於て慎重なる審議を経たる多數の意見が法律となる可きものなるは普通の原則にして米國の制度上に於ても正に然らざる可からず。左れと感情の激昂によりて生れたる一時的の言論は決して法律となる可からざるものなり。換言すれば、法律の形式によりて發布せらる可きものは國民の意思にして幻想に非ず。唯彼等が冷靜なる考慮を費やしたる後に於て生じたる嚴肅なる思想こそ法令原簿に記入せらるべきものなれ。即ち國民の一時的なる感情の激昂が沈靜に歸し、提出せられたる法案の他の法令に對する關係及び効力が明瞭且つ冷靜に觀測せられ得る場合に於てのみ吾人は永續的にして且つ善良なる施設をなし得るものなり。法は治國の大綱なり。左れば變轉極まりなき公衆の感情に支配せられて、倉卒の間に立法するが如きは最も忌む可きの策なりと云はざる可からず。即ち行爲に實體を缺き基礎の薄弱な

ること之より甚だしきはなしと謂ふ可きなり。通常改革運動に免かる可からざる病的の熱情は必ず其熱度に比例する沈滯及び反動を伴ふものなり。今日に於ては社會の組織制度が甚だしく複雑に趨き、各種の方面に悉く専門的智識を要するに至れる者なるに、國家存續の根本要件たる立法の大業を焉んぞ經驗なき烏合の公衆に委するを得んや。立法の業は之れ政治家の權域に屬す。立法の業務を完全適當に遂行せんとするには宏濶なる眼界、公平無私の精神を維持するの能力、冷靜なる先見の明及び時間の壓迫に耐へ得るの資質を具備せざる可からず。國民が代議士を議會に送るは單に動搖し得可き時代思潮に法的の効力を附せしめんが爲めに非ず。至誠憂國の大政治家は時に滔々たる思想界の濁流に逆ひ立ち、勇敢に且つ嚴然として國利民福の爲めに奮闘せざるべからず。ハミルトン氏は政治學界に於ては不出世の英材として全世界の稱讃を受くる人にして、其思想及び論述の方法等は遠く吾人の及ぶ能はざる所なるが、氏も亦

前述せる所に付きて簡明なる斷定を下せり。刊行物及び國民の咆哮的俗論の前に容易に屈伏せずして嚴として政治家的態度を維持する代議士が一般に擯斥せらるゝ今日氏の所説は決して一顧の價なしとせざるなり。氏は雜誌『エデラリスト』に於て述べて曰く、共和政體の根本原則は、一般國民の表示する確固たる意思は國務の執行を委任せられたる當局者の行動を支配するべきものなりとの主義なりとす。左れと爲政家は決して公衆の感情の極まりなき變動に従つて其の政治的方針を左右するの要なく、又徒らに私利を計らんが爲めに阿諛甘言を事とする徒の爲めに誤られて勃興したる國民の一時的の感情を顧慮するを要せざるなり固より國民は通常公益の増進を企圖するものなりとの斷定は一般の原則としては正當なるものなり。左れと此の斷定は國民の企圖が實際に於て誤まれる場合に於ても尙且つ適用せらるゝと少なからず。故に若し彼等にして虛心平氣實際

の状況を觀察する所あらんか『彼等は常に公益を増進するの手段に付きて正當なる判断を下し得るものなり』との所説は排斥すべき阿世の言たるを知る事を得べし。然り、彼等は經驗の教ふる所により時に過言失行あるの免かれ難きを知るものなり。社會の真相を洞察すれば實に百鬼夜行も皆ならず、姦謀詭詐を之れ事とする諂諛者あり。陷阱を設けて大に利せんとする野心家あり、貧婪者あり、狂猛者あり。假面を弄して巧に一世を瞞着し、不相當なる信用を博せるものあり、或は又不相當なる聲譽を博せんとして百方劃策せるものあり。斯くも恐るべき状態の下にあるにも抱らず國民が其進路を誤まるとの頗る稀なるこそ寧ろ奇態なれ。若し一朝國民の實際上の福利が彼等自身の思想上の傾向と相背反するが如きとあらんか國民に對して一層冷靜沈着なる考慮の時間と機會とを與へ彼等をして一時的の迷夢より覺醒せしむるの義務は實に彼等が自己の利益の擁護者として選定したる

代議士の双肩に繋がるものなり。國民が迷想謬見の結果濟度す可からざるの危難に陥れるとき斯種の行動が彼等の爲めに活路を開きたるの例は決して乏しからず。斯く滔々たる俗流の愚論に敢抗し、心身の快樂を犠牲に供して國民の安寧を計るが如き膽勇、寛量の爲政者は其の死後と雖も長く國民の感謝を受けつゝあるは吾人の常に見る所なり。

若し果して合衆國の國會にして適當なる立法の能力を備へず、公共の利益に關して夫が有す可き誠實を缺きたりとせんか、其救濟方法は頗る明瞭なり。即ち合衆國民は國會に對して嚴密なる監督を加へ、之をして其存在の理由に適應するが如き團體たらしめざる可からず。

換言すれば無能不誠實なる議員を國會より驅逐し、適材を選抜して之に代らしめざる可からず、斯くてこそ立法府の行動は其本義に適ひ、合衆國の憲法は長へに牢固たるものとなるなれ。之に反して現今の傾向依然として持續せられ、國民は將來

に於ても行政府が立法府の行動に監制を加へん事を要求するが如きことあらば、既に説述せしが如き害毒は愈々益々生ぜざるを得ず。即ち米國憲法

上に於ける權力平衡の組織は破壊せられ、之と共に國歩艱難の時代に案出せられて、其後一世紀間の有力なる經驗によりて確定せられたる政治上の思想も又共に滅亡に歸す可きなり。今日は正に君主政體と特權主義とに對して大に戰ふ可きの時代なり。左れば大統領に對しては決して全國民を代表するが如き絶對の權力を附與す可きに非ず。國民の希望は既に存在せる憲法上の機關によりて表白せらるべきものなり。即ち國民は自から國會に對する監督權を放擲し其の希望する目的を達せんがために行政部に倚賴するが如き事あるべからず。固より此方法は頗る簡便なり。左れと夫は簡便なる丈け夫れ丈け危険なるものあるを想はざる可からず。合衆國民が行政部に對して有する依頼心を放棄するや否や其注意は疑ひもなく國會の上に集中せらる可し。斯かる現象の起る場合に於て

のみ合衆國民は國會の組織及び行動に付きて現在の有様より見て必要なる改革を遂行することを得るなる可し。

國會なるものは國民が政務の執行に對して監督權を行使せんが爲めに設けたる機關中の最も主要なるものなり。左れば米國人にして單に立法の簡便を計らんが爲めに重大なる災禍を招致するも敢て辭せずと云ふが如き愚物に非らざる限り、決して國會をして大統領の權下に屈伏せしむる可からざるものなり。現今の傾向が依然として繼續し、輿論の要求は大統領の國會に對する教書なる形式を以て一片の布告によりて直ちに確定法律となるべしとの原則が樹立せらるべきや。將又代議政體の根本原則の上に合衆國の基礎を確立すべきや。換言すれば、合衆國民は從來異常の成功を博したる所の主義を保存し擁護すべきや。將又今日に至る迄幾多の實例に於て無慘なる失敗を繰返したる所の原則を以て之れに代ふべきや。予は信ず、國會なるものは須らく其創設せられたる本義を維持



し憲法の條規に據るの外毫も制限を受くることなく、嚴然獨立なる國家の立法機關として永く存續すべきものなりと。徒らに眼前直接の便益を計らんが爲め國家の根本組織の權衡及び効力を直接に破却せんとするが如き行動を敢てし、統治組織と何等緊要なる關係なき權力濫用の端を開かんとするは吾人は合衆國民の爲めに取らざる所なり。汝より出づるものは汝に歸るものなり。國民は現代の傾向より生ずべき責任は自ら之を負擔せざる可からざるものにして、決して之を大統領に嫁する事を得ざるなり。之と同時に大統領たるものも亦憲法が之を創設したる所の本旨に従ひ、其技能及び精力の全部を捧げて彼に委託せられたる職責の遂行に盡瘁す可きものなり。

政治問題の解決に付きては合衆國民は今日と雖も尙アブラハム、リンカーンに負ふ所少なからざるなり。即ち氏が斯種の問題に付きて下せる賢明なる判断、犀利なる觀察は眞に現代の政治家に取りても適切恰當なる訓言なりとす。予は氏が千八

百四十八年本問題に付きて發表せる所の金言を引照せん。

予は戰役によりて生じたる國債を處理せんとするには現行税制の改正は實に已むを得ざる所なりと信ず。而して予は税制の整理に當りては國內産業保護の目的を達するに充分なる措置を探らんことを希望す。固より其詳細の點に至りては全然國會の自由の裁量に委せざる可からず。終りに臨みて一言す可きは、若し予にして大統領の地位にあらんか予は國家の立法權が全然國會に其起源に於ても將又其進歩の階段に於ても毫も行政部の干渉を受くることなく、且つ特別明瞭なる場合の外決して大統領の不裁可權の抑壓を受けざる國會に留保せられんことを計るなる可し。

同年下院の議場に於て氏は其有名なる演説に於て民主黨の惡詈に答へて曰く、

インディアナ州より來れる予の友人は云へり『諸君は衷心より國民を信用するものなりや』

と。之れ頗る適切なる疑問なり。諸君の中或ものは此問題に對して大要下の如く答へたり。曰く『吾人は誠に衷心より國民を信用す。左れど大統領も亦國會と等しく國民の代表者に非ずや』と。固より或意味に於て、又或程度に於ては大統領は國民の代表者なりと云ふことを得可し。彼が國會議員と等しく國民の選定によるものなるは疑なき所なり。左れど彼は果して全國の各地方より選出せられたる三百の代議員の如く國民の要求を知了することを得るか。之れ事物本然の性質上不可能なる所には非ざるか。若し果して可能なりとせば國會開設の必要は何所にありや。憲法が立法に關して大統領に不裁可の權を與へたるは萬人の知る所なり。左れど此不裁可權を政綱其他の手段方法と連絡し以て大統領をして立法の全權を其掌中に收むることを得せしむるは——否實際上收めざるを得ざるに至らしむるは果して正當なりや。之れ吾黨の絶對に否定し反對する所なり。之れデーラー將軍

の反對する所なり。之れ吾人と諸君との間に相容るゝこと能はざる意見の相違を形成するの因なりとす。換言すれば斯く立法の權能を移して之を大統領一人の掌裡に委するは之れ此重大なる權能を人民の利害に最も曉通せるものより奪ふて、能く之を了解せず、否了解すること能はざるもの、手に委せんとするものなり。

氏の見解は實に穩健なるのみならず、論理整然所謂一絲亂れざるものあるを以て特に氏の所言なることを指摘せざるも尙能く人をして其理に服せしむるの力あるものなり。左れば氏の名を冠することによりて其見解は更に一段の光輝を増すものなり。其後氏は大統領となりて時代の要求上先任者の曾て掌握したることなき程の廣汎なる權力を行使することとなりき。左れど氏は氏をして斯かる地位に立たざるを得ざるに至らしめたる時世の狀況に付きて大に悲みたりき。左れば天氏に借すに年を以てし、氏をして一般の狀勢が常態に復歸するの日を待つとを得せしめたらんには、氏は直ち

に其掌裡に存在する廣汎なる權力を返還し、退いて其通常の權域を確守したりしや疑なき所なり。斯く云へばとて吾人は決して行政部の權力は薄弱ならざる可からずと云ふに非ず。法令の規定によりて行政部が有する義務及び權限は頗る廣汎にして才能絶倫なる政客が其手腕を振ふに足るものあるなり。其範圍内に於て行政部の責任者が發揮する勇氣、精力及び創設的の活動が愈々大なるに従つて彼が國家を益することも亦愈々大なるものなり。此點に關するハミルトン氏の所説に曰く、善良なる政府の定義に於て缺く可からざる要件は活氣が行政部に充満す可きことなりとす。這は外國の侵入に對して國家を防禦するに缺く可からざるのみならず國內に於て法令の執行を確保する上に於ても、不規則又は高壓的なる勢力の合同が時に正義の常道を逸するが如き行動ある場合に之を抑制して財産權の安固を期する上に於ても、將又野心、黨争又は無政府主義に基づく企圖又は侵害に對し國民の自由を保障する點

に於ても緊要なることに屬す。加之理論上の問題はさて措き虚弱なる行政部は實際に於て必ず弊政を招致するのみならず、大統領にして優柔不斷ならんか國會が廢敗せる場合と等しく、之に伴ふて合衆國の憲法上に設けられたる他の機關の本能をも破壊するに至る可し。茲に注意す可きは、吾人は大統領は如何なる場合に於ても決して立法に參與す可からずと主張するものに非ざる點なりとす。元來大統領なるものは一の政黨によりて推薦せられ、其黨の代表者として自黨の公表したる政綱を掲げて國民の前に立つものなり。茲を以て世人は通常大統領を呼んで其所屬政黨の首領なりと稱するなり。但し一定時に於て當該大統領が其所屬政黨の實際上の首領なりや、將た單に名義上の者なりやは一に其人の個人的性格の如何によるものなりとす。此點に付き注意す可きは一の政黨の領袖たること、獨裁頭領たること、の間に重大なる相違あるものなることなり。固より政黨の領袖にして大統領の職

に就きたる場合には官職上の地位高きが故に自然全黨員の尊敬を博するに至る可きは勿論なりと雖も彼は決して其所屬政黨の領袖の一人たる以上なる可からざるものなり、如何となれば一の政黨にして絶對に或一人の意思に隸從するに至らんか、其全權者が合衆國の大統領たる他の人たることを問はず其政黨は活力と獨立の精神を失ひ到底國家に對して有力なる貢獻をなすの能力なきに至るものなればなり。之と等しく大統領の地位にあるも自黨中にありて大なる勢力なきものは孱弱無氣力にして到底其課せられたる責務を果すこと能はざるものなり。然らば大統領なるものは自黨領袖の一人として自尊自重し、黨内の瑣々たる紛争又は純然たる個人的軋轢等に關與することなく、政治上の指導者として其勢力を自黨が天下に公けにしたる主義綱領の實現に傾倒す可きものなり。即ち彼は他の領袖と一致協力して其黨員を鞭撻し彼等をして上述せるが如き目的を實行するに必要なる施設をなさしめざる可からず。彼が斯種の努力に

於て果して成功するや否やは全く彼の所論が論理明晰にして黨員を納得せしむるに足るの力あるや否やによるものにして毫も其官職上の地位に關係なきものなりとす。要言すれば大統領は前述せる點迄は其權勢を行使す可きものなれども、其以上に及ぶ可からざるものなりとす。然るに今若し大統領は立法の全權を握有せざる可からずとなし、又は彼にして國會を督勵し一般國民の要求する所を法律となさしむること能はざるときは彼は其失敗の責に任せざる可からずとなすときは、遂に大統領をして國會の反抗に遭遇するときは臨機國會を強制するの便法を講せしむるに至る可く、又彼をして自己の失敗を他に轉嫁するを得せしむるの結果を生ず可し。事茲に至らば大統領の權能は却て其權能によりて艾除せんと企だてたる害惡を構成するの機關となるに至る可し。合衆國にして上來論述せるが如き危險を避止せんと欲せば須らく其當初確立したる所の主義原則に復歸せざる可からず。然り而して同國が其當初

の原則に復歸することを得るは、唯同國民が概ね之を維持するの得策なるを了得したる後なりとす。故に建國當初の尊敬す可き觀念が果して維持せられ得可きや否やは一般の輿論が前述の見解に賛意を表するに至るや否やによりて定まるものなり。想ふに現大統領タフト氏は此緊要なる結果を誘致する上に於ては恐らく何人よりも最も適當なる人なる可し。氏は元來法曹界の出身にして尊法の念は最も深く其腦裡に刻み込まれ、且つ飽迄此觀念を維持せんとするの決心を有し、單に敬重す可き衡平の觀念と、冷靜にして、加かも嚴正不偏なる判斷力とを有するのみならず、膽勇並びなきを以て、明白なる義務の遂行に躊躇せざるのみならず、自己が不正又は不當なりと信ずる事項に付きては如何に輿論の要求あるも斷乎として之を排却することを得るなり。左れば氏は合衆國民に對して大統領の如何なるものなる可きかを示すに最も適當なる人なりと云ふことを得可し。要するに氏は今や合衆國の政治組織上に起らんとする重大なる變

化に對し、實例を以て幾多の著書辯論よりも遙かに有効に反對の決意を表明せんとするものなり。之を氏の性狀及び行動に徴するに氏は將來に於ても渝ることなく、今日迄進み來りたる所の直路を突進するなる可し。又氏は合衆國々民を覺醒し、彼等をして、彼等は既存の法律に對して、何等の侵害を加ふることなく、憲法上の制限内に於て、能く今日の難關を切抜け得可きものなることを悟らしめ且つ彼等をしてリンカーンの云へるが如く、能く自己の境牆を守ると共に又能く其境牆内に存在する自己の所有物を最も良好なる状態に育養するの決心を抱かしめんが爲めに努力するなる可し。氏は良心と尊法的精神との要求を満足せしめんが爲め今日に至る迄幾度か俗流の批難攻撃を甘受したり。氏は故らに不裁可權を行使するか、或は他人の名聲を犠牲に供するときは大に自己の勢望を高ぶ得ることの明らかなりし場合に於ても決して、斯かる卑屈の行動に出づることなく、恰かも巨巖の如くに立ち、頑として其勸告を拒絶したり。氏

は現今合衆國に取りて最も必要なりと思惟する改革をば適法的手段によりて遂行せんが爲め不撓不屈の精力と熟練とを以て奮闘したり。而して氏が之が爲めに必要なる法令を制定せんが爲めには大統領の權域に屬する凡ての手段に訴ふることを辭せざりき。斯くて舉國の不滿と喧しき批難の中にありても氏は能く其精神の安靜を保ち得たりき。若し夫れ峻酷不快なる攻撃に遭はんか氏は一切不亂、自己の双肩に繋れる責務の遂行に焦慮することによりて、之より生ずる煩累を免かれたりき。大統領が其職責の遂行に當りて偶々國民の喝采を博するが如き場合にありては誠實に其職務を行ふことは實に容易にして且つ愉快なる事なり。左れと其行爲が直接眼前に於て國民の切實なる希望を満足せしむるに足らずして、失望に基く國民怨嗟の聲が耳を聳する計りなる場合に於て、冷然として其職務に従ふとは之れ唯だ眞の英雄のみなし能ふ所なり。タフト氏は誠實に道徳上及び法律上の觀念を固守したるが爲め不幸にして當代の士人より淺

薄なる攻撃を招くに至りたるものなれども、元來米國民は勇氣を稱讚し、公平なる判斷を尊敬する國民なるのみならず、其頭腦は一般に明晰にして其思想は本來溫健なるが故に、他日虚偽と諂媚の密雲が蔽ふ可からざる眞理と理性との光明によりて掃ひ去らるゝとき、彼等は彼に對して彼が當然受く可き感謝と讚美とを捧ぐるに至る可し。想ふに合衆國民は平靜の状態にあらん限り政體の變革を企だつるが如きことなかる可し。左れば時日の経過するに従ひて彼等は憲法の條規に循據して行動し、以て彼等の謬見を叱正するが如き大統領に對しては相當の謝意を表するに至る可し。合衆國民にして憲法上に何等の規定なき職責の遂行を大統領に迫るは之れ憲法の尊嚴を冒すものなりとの眞理を一度了解するに至らば、個人統治の制度若くは一揆的精神による統治の制度が樹立せらるゝが如き憂は全く除かれ、彼等は過去に於ける安寧の基礎たりしと同時に將來に於ても亦希望の泉源たる合衆國憲法を長へに愛撫し且つ擁護するに至



### 市民的國民經濟學と社會主義的國民經濟學との接近

高橋誠一郎

(八)

加之、ベルンスタインはマルクスの所謂「株主等は遊惰安逸に耽る者の新しい一階級を形成するものである」との思想を以て毫も重要視するに足らざるものと看做してゐる。彼は「あらゆる株主を以て悉く皆遊惰安逸を貪る者と爲すの非なる」を認め、縦し又彼等が悉く皆然りとしてもマルクスの學説は何等之が爲めに確證せらるゝとなかる可きを認めんとして居る。ベルンスタインは此點に關して能く實際の事情と適合した哲理的の概括論を表明してゐる。乃ち左に之を引用する。曰く「株式は常に資本たるに止らず、最も完全なる形態を

備へた資本である、換言すれば最も崇高なる形態を有する資本とも唱へることが出来る。株券は實に一國民若しくは社會全般の節約に由つて常に本業にのみ孜孜として鞅掌することを免れた勞働の餘剰に對して振出された手形である。即ち所謂可動資本である。而して安逸遊惰唯だ配當金のみに衣食する株主の数が次第に増加して、此に彼等の數個大隊とも稱す可きものを形成するとしても、然も尙ほ彼等が單に存在することの爲めに、彼等の經費支出の爲めに、將た又た社會上彼等を圍繞する幾多の事物の重要であるが爲めに、彼等は社會の經濟的生活上最も有力なる一要素を形成するものである。株式」は企業集中の傾向が破却し去つた社會的階段の中間に位する數個の階段を再び建設するものである」と。

更に株主等が一團として攻撃された安逸怠惰に就いて尙ほベルンスタインの所言を敷衍して見ると、株券や債券は本業に従事して居る者をして能く人間の生活や世界の進歩に取つて頗る重要な事

業に關與することを得せしむる所以の者である。

株主や公債所有者の大多數は概して謂ふと安逸遊惰の生活を送るものではなくして、却つて孜孜營々として自家の職業に盡瘁しつゝある者である。元より彼等の幾分は遊惰の民であつて、或は世襲の懶民と稱す可き者もあるであらうが、然も彼等の數がさまで過大ならず、且つ又人爲的法律制度の保護に由つて彼等自身の失錯の責罰を免れる様なことが無かつたなら從來の經驗に徴して、毫も呪ふ可きことでないのである。閑暇のある階級がなかつたと假定したならば、人世を修飾する諸般の藝術は蓋し發達しなかつたであらう、而して又社會全般の福利を増進す可き幾多の發明は今日尙ほ未だ之を聞くこと能はずして或は永遠に世に出づるの機なくして終つたであらう。

現存の社會制度の下に於ける生産の實際的性質を仔細に攻究する時は又現代に於ては一部の「富人」若しくは「資本的貴族」の手に歸す可き生産物の高は巨大なるもので且つ其割合は常に増加しつ